

## 名城大学大学院薬学研究科委員会規程

### (設置)

第一条 名城大学大学院学則の定めに基づき、名城大学大学院薬学研究科（以下「本研究科」という。）の重要事項を審議するため、大学院薬学研究科委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

### (組織)

第二条 本委員会は、本研究科の研究指導科目を担当する専任の教授をもって組織する。

② 必要に応じ、本研究科の授業科目を担当する准教授等専任教員を参加させることができる。

### (委員会の招集及び議長)

第三条 本委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。ただし、研究科長に事故あるときは、薬学研究科主任教授が、また、研究科長及び薬学研究科主任教授共に事故あるときは、あらかじめ研究科長が指名した教授がその職務を代行する。

### (委員会の成立及び議決)

第四条 本委員会は、委員総数の三分の二以上の出席がなければ、これを開くことができない。

② 議決の方法は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、教員の選考に関しては名城大学大学教員資格審査規程、また、学位授与の議決については、名城大学大学院学則及び名城大学学位規程による。

### (審議事項)

第五条 本委員会は、次の事項を審議する。

- 一 研究及び教育に関する事項
- 二 学生の入学、休学、退学及び賞罰等身分に関する事項
- 三 授業科目等及び履修方法並びに試験に関する事項
- 四 学位に関する事項
- 五 教員組織に関する事項
- 六 学則の変更に関する事項
- 七 その他研究科に関する重要事項

### (事務処理)

第六条 本委員会は、議事録を作成し、保存する。

### (その他)

第七条 この規程の施行に関し必要な事項は、本委員会の議を経て研究科長が定める。

### (規定改正)

第八条 この規程は、本委員会において出席者の三分の二以上の同意がなければ改正することができない。

### 附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。